

# 御津虎倉産廃

# 住民が勝利!

## 日本共産党 岡山市政ニュース

### 産廃 特別号

党員 一恵 潤みし  
 執行 田正光  
 委員 河田 永光  
 委員 竹林 中ぞよ  
 委員 田中 つよ  
 委員 東 号外

発行者 党員 一恵 潤みし  
 編集者 田正光  
 印刷所 岡山市北区大供1丁目1番1号  
 (市議会内)  
 〒700- 電話(086) 803-1707  
 8544



▲200人が産廃反対で集う (12年5月15日)

## 建設差し止め、最高裁で確定

岡山市北区御津虎倉の山中に産業廃棄物処分場建設を計画していた業者に対し、住民が建設差し止めを求めていた訴訟で、最高裁は7月14日、業者の上告を不受理とし、「建設差し止め」を命じた高裁判決が確定しました。管理型処分場に関する裁判では画期的な住民勝訴です。

### 岡山が産廃に

#### 狙われている

関西圏で発生した産業廃棄物の捨て場に岡山の山間部が狙われています。岡山空港周辺の吉備新線沿いには多くの産廃処分場があります。

産廃には環境と生物に危険な物質も含まれるため、国と自治体が厳しく規制・監督することが必要です。しかし、実際には書類上の基準を満たせば、最終処分場の建設が認可される仕組みになっています。

### 市が問題業者に

#### 「建設許可」!?

2009 (平成21)年10月、岡山市は株式会社西日本アチューマツクレーンの容量51万m<sup>3</sup>の管理型処分場と日量90トンの焼却施設が結合した複合型の御津虎倉産廃処分場の建設申請を許可しました。

この会社は、所有する岡山市南区箕島の処分場で容量超過問題を起こし、日本共産党市議の指摘を受けて市が行政指導した経緯があります。許可容量を超過するというのは実質的には不法

投棄と同じことで、業者に即時撤去を求めるべきです。しかし、市は4年間の猶予を与えました。単年で撤去すると多額の特別損失で経営が赤字となり、新規処分場の建設許可要件に合わなくなるためではないかとみられます。

建設許可の是非は、その年の市長選挙の争点の一つでしたが、高谷市長(当時)は再選後すぐ許可を出してしまいました。

### 建設差し止め

#### 逆転勝利

建設地のある大野川上流は、岡山市民の飲み水を取る旭川に流れ込む宇甘川の支流に当たります。

住民は建設阻止のため、業者を相手に「建設差し止め」を求める民事訴訟と、市を相手に「設置許可取り消し」を求める行政訴訟を起しました。「建設差し止め」訴訟は、一審では敗訴しましたが、二審の広島高裁は、業者に対し、産廃処分場も焼却施設も建設してはならないとする住民勝訴の逆転判決を下しました。(判決の趣旨は左表参照)

今年7月14日、最高裁が業者の上告を不受理としたことで、この高裁判決が確定しました。

一方、行政訴訟の高裁判決は、市の責任を認めない住民敗訴となり、現在最高裁に上告中です。

### 「建設差し止め」高裁判決の趣旨

- ①近年では従来の想定を超える集中豪雨が頻発しており、業者が計画している調整池(ため池)では溢れ出す恐れがある。
- ②業者の流出防止策は具体性に乏しい。(雨が降れば処分場全体をブルーシートで覆う。それで足りなければバキュームカーで吸引する)
- ③産廃で汚染された水があふれ出すと、下流の水源に被害を及ぼす危険性が高い。
- ④産廃処分場が認められない以上、連関する焼却施設も認められない。



# 立ちあがる住民 住民の6割が署名

2001(平成13)年に問題が発覚すると、大野川下流の住民は、「御津の『みどり』と『清流』を守る会」を結成し、廃油石鹸づくり、河川・林道・史跡の草刈りや整備、不法投棄物の回収と見回りに取り組みました。これらの活動は「旭川流域ネットワーク(A R ネット)」や「野生動物植物調査会」などと繋がっていきまし



▲署名を提出する地域住民ら(12年7月13日)

広がりました。

た。A R ネットは、旭川源流の碑を大野川に建立しています。また、新日本婦人の会や医療生協などが再三、現地で勉強会などを行い、産廃問題を市民に広げました。

各団体は、環境問題の学習と自然保護の運動を展開しつつ、産廃反対の署名を御津町民(当時)の6割以上集めました。

## 幅広い共同が力に

2002年には、産廃建設阻止を正面に掲げた「御津産廃阻止同盟」が結成されました。また、御津河内に別の産廃処分場建設問題が持ち上がり、それに取組む「御津河内産廃処分場建設反対会議」もできました。両者は連携して運動を

## 闘ってこそ勝利

計画発覚から14年間、地域住民は、「岡山市民の命の水を守れ」と立ち上がった多くの市民と共に、粘り強く闘い続けました。この勝利は、様々な運動に取り組んでいる人たちの大きな励ましともなっています。

## 豊かな自然の保護

本陣山など計画地周辺の自然観察を続ける中で、オオタカ、クマタカ、ハチクマ、ノスリなどの猛禽類の営巣地が発見され、ブッポウソウの存在も明らかになりました。植物ではキンラン、カザグルマなどの原種の存在が明らかとなりました。川の調査ではナガレホトケドジョウが県下で初めて見つかりました。この地域は岡山市内でも希少動植物が狭い範囲に多く存在するところで知られています。近くには、カタクリやセツブンソウの群生地もあります。

岡山市内中心部でのデモ行進は3度行われました。また、医療生協もパレードを何度もとりくみました。産廃問題を知らせるジャンボチラシは、岡山市内に10万枚配布しました。「御津産廃阻止同盟」の会員は600人に広がり、運動を財政面からも支えました。裁判には毎回傍聴席を満席にする人たちが詰めかけ、裁判闘争への関心の高まりを示しました。また、弁護団の熱意は、勝利判決の大きな力となりました。

「岡山県立自然公園」とすることがふさわしい地域であるとの結論が出ています。

## 水源地の保全を

この自然豊かな地を守るうと「大野川いい川づくり」の組織が発足し、その活動は全国的にも高く評価され始めています。大野地区の「蛭まつり」は、御津宇甘西地区活性化協議会の全面支援を受け、13戸の集落に500人以上が集う大きなイベントとして定着しています。

### 大野川いい川づくり 河太 勝子 代表

勝訴判決が決まりましたが、私はほんの一部の上澄みが取れたに過ぎないと思っています。「作ってはダメなものに岡山市は許可を出せるのか本当に、私は納得がいかないんです。」  
岡山市の産廃処分場を建設するには許可基準を厳しく制限をかけるべきだと思います。  
私たちは、行政に対して抜本的改正を働きかける覚悟です。

### 弁護士 大本 崇

このたびの建設差し止め訴訟については、建設反対に多くの住民から市議会議員の方まで力を合わせ、裁判を支え後押しし、また、産業廃棄物、焼却炉、環境問題から会計に至るまで、多くの熱心な専門家の協力が得られ、他方で、審理に当たった裁判所が、水源地に計画された最終処分場の危険性を直視し、その良心に従い裁判を行った結果によるものと思います。現時点では、まだ管理型最終処分場の建設差し止めを認められた判決は数少ないですが、水源地に廃棄物を埋め立てることの危険性を正當に評価した控訴審判決は、広く共有されるべきと考えます。

## 御津虎倉の運動の経緯

2001年	8月	業者が地元集落に1,000万円配り、協定書締結
	10月	◎反対署名運動開始。(署名6,271筆/人口1万人)
	11月	◎「御津の『みどり』と『清流』を守る会」結成
2002年	12月	◎「御津産廃阻止同盟」結成
2003年	7月	業者が事前計画書を県に提出
2005年	3月	▲御津町が岡山市と合併(許可権限が岡山市に移る)
2006年	9月	▲公告縦覧開始。(意見書1,100件)
2007年	3月	▲岡山市議会が反対請願採択(全会一致)
2008年	12月	業者が岡山市に設置許可申請
2009年	2月	◎反対署名52,850筆 岡山市長に提出
	3月	▲市議会で箕島処分場の容量超過指摘
	4月	▲箕島処分場の改善指示(4年間猶予)
	10月	▲高谷市長再選 ▲岡山市が御津虎倉処分場の「建設許可」
2010年	3月	■「建設差し止め」仮処分申し立て
	12月	■「建設差し止め」仮処分却下
2011年	3月	■市に対し「許可取り消し」提訴(行政訴訟) ■業者に対し「建設差し止め」提訴(民事訴訟)
	12月	■「建設差し止め」1審判決、住民敗訴~控訴
2013年	3月	■「許可取り消し」1審判決、住民敗訴~控訴
	12月	■「建設差し止め」2審判決、住民逆転勝訴 ■「許可取り消し」2審判決、住民敗訴
2014年	1月	◎「大野川いい川づくり」発足 ■業者が「建設差し止め」上告 ■住民が「許可取り消し」上告
	7月	■「建設差し止め」訴訟、最高裁が業者の上告「棄却」、住民勝訴確定
	7月	■「建設差し止め」訴訟、最高裁が業者の上告「棄却」、住民勝訴確定

◎…住民の動き ■…裁判の経過 ▲…行政の動き